契約変更理由書

神戸市

工　事　名	国道428号（箕谷北工区）トンネルヤード造成工事

■契約変更後の工事概要

土工　１式、擁壁工　１式、カルバート工　１式、排水構造物工　１式、
防護柵工　１式、構造物撤去工　１式、仮設工　１式

■設計変更の理由

①本工事は施工者希望型の ICT 活用対象工事であり、請負人より ICT 活用（３次元起工測量及び３次元出来形施工管理）の提案があった。３次元測量を行うことにより、面的に効率よく測量が行えるため、施工の生産性が向上する。３次元出来形施工管理については、補強土壁工の出来形を３Ｄスキャナで測量することで、今後変状が出た際の正確な変位観測が可能な事や出来形管理の正確性・生産性が向上する。以上の利点などから実施するため、増額になる。

②仮桟橋の基礎杭打設において、当初ﾀﾞｳﾝｻﾞﾎｰﾙﾊﾝﾏ工を想定していたが、杭施工箇所に近接して国道に NTT 管路があり､NTT との協議により振動を逓減する工法へ変更する必要が生じたため、増額になる。

③仮桟橋の施工時に大型機械を使用するが、地盤強度を確認するためのコーン貫入試験を行ったところ、大型機械の走行に必要なコーン指数を満たしていなかったため、敷鉄板を設置して大型機械を走行できるよう対策を行う必要が生じ、増額になる。

④バス停の移設が生じる箇所があり、交通局と協議を行って移設先を決定した結果、仮歩道を作る必要が生じ、増額になる。

⑤工事区域に隣接する住民の方々への工事説明の結果、工事に伴う騒音・粉塵についての懸念があり、また、工事完了後の工事ヤードの安全性確保が必要となり、仮囲いの資材を追加で購入する必要が生じたため、増額となる。

⑥工事区域に隣接する住民の方々への工事説明の結果、家屋への影響についての懸念があり、家屋調査を行うことになったため、増額になる。

⑦当初想定では草・根混じり土として、処分費を計上していたが、事前に処分地に確認した所、高含水の草・根混じり土としての扱いになることが判明し、処分費が上がるため、増額となる。

⑧その他数量の増減ならびに工種の変更については、現地精査によるものである。

※上記内容の設計変更については、令和6年2月14日請負契約審査会承認済